

### 3.【平成28年度】使いやすい助成金

#### (1)「採用」に役立つ助成金

- ① キャリアアップ助成金(正社員化コース)
- ② 特定就職困難者雇用開発助成金
- ③ 高年齢者雇用開発特別奨励金
- ④ トライアル雇用奨励金



# 「採用」に役立つ助成金

活用度  
★★★

## ① キャリアアップ助成金(正社員化コース)-1

有期契約労働者(期間の定めのある労働者)や短時間労働者(パートタイマー)等を、正規雇用(正社員)・無期雇用(期間の定めのない雇用)に転換する事業主が利用できる。

助成内容	助成額 ( )内は大企業 正規雇用または無期雇用へ転換する制度等を規定し、 転換した場合
①有期⇒正規	1人当たり <b>60万円(45万円)※</b>
②有期⇒無期	1人当たり <b>30万円(22.5万円)</b>
③無期⇒正規	1人当たり <b>30万円(22.5万円)※</b>

※対象者が母子・父子家庭の父母などの場合、①は10万円、②③は5万円の加算あり

# 「採用」に役立つ助成金

活用度  
★★★

## ① キャリアアップ助成金(正社員化コース)-2

勤務地限定正社員や職務限定正社員、短時間正社員等の制度(多様な正社員)を新たに規定し、適用する等した事業主が利用できる。

助成内容	助成額 ( )内は大企業
④ 有期⇒多様な正社員	1人当たり 40万円(30万円)※
⑤ 無期⇒多様な正社員	1人当たり 10万円(7.5万円)※
⑥ 多様な正社員⇒正社員	1人当たり 20万円(15万円)※

※対象者が母子・父子家庭の父母などの場合、5万円の加算あり(④⑤⑥)。

派遣労働者を派遣先で多様な正社員として直接雇用する場合、1人当たり15万円を加算(④⑤)。

勤務地・職務限定性社員制度(短時間間正社員を除く)を新たに規定した場合、1事業所当たり10万円(7.5万円)を加算(④⑤)。

# 「採用」に役立つ助成金

活用度

★★★

## ① キャリアアップ助成金(正社員化コース)

### 活用例

- 1年の有期契約で社員を雇用。
- 雇用して6か月経過後、正社員へ登用。
- さらに6か月経過後、申請。審査後、**60万円**が支給される。



# 「採用」に役立つ助成金

活用度

★★★

## ② 特定就職困難者雇用開発助成金

障害者や母子家庭の母等(特定就職困難者)を雇用する事業主が利用できる。

特定就職困難者とは(例)

障害者



シングルマザー



※20歳未満の子を扶養している夫のいない女性等

60歳以上の高齢者



※雇い入れ時、65歳未満

### 【対象者】

- (1) ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れる
- (2) 雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実にあると認められる

# 「採用」に役立つ助成金

活用度

★★★

## ② 特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者		支給額※ ( )内は大企業	助成対象 期間
短時間労働者 以外の者 (30時間以上)	高年齢者 母子家庭の母等	<b>60万円</b> (50万円)	1年
	身体・知的障害者	120万円 (50万円)	2年 (1年)
	重度障害者等、45歳以上の 障害者、精神障害者を雇った 場合	240万円 (100万円)	3年 (1年半)
短時間労働者 (20時間以上 30時間未満)	高年齢者 母子家庭の母等	<b>40万円</b> (30万円)	1年
	障害者を雇った場合	80万円 (30万円)	2年 (1年)

※6か月ごとに分割されて支給

# 「採用」に役立つ助成金

活用度

★★★

## ② 特定就職困難者雇用開発助成金

活用例

週30時間以上勤務



① シングлмаザーの社員を雇用  
(ハローワーク等からの紹介による)。

② 雇用して6か月経過したのち申請。  
審査後、**30万円**が支給される。

③ さらに6か月間雇用継続し、申請。  
審査後、**30万円**が支給される。

# 「採用」に役立つ助成金

活用度

★★★

## ③ 高年齢者雇用開発特別奨励金

65歳以上の方を、ハローワーク等を通じて雇用した事業主が利用できる。

【対象者】

- (1) 雇用保険被保険者資格を喪失してから3年以内に雇い入れられた
- (2) 雇用保険被保険者資格の喪失前の1年間に、6か月以上の被保険者期間を有していた

対象労働者	支給額 ( )内は大企業	助成対象期間
短時間労働者以外の者 (30時間以上)	<b>70万円</b> (60万円)	1年
短時間労働者 (20時間以上30時間未満)	<b>50万円</b> (40万円)	1年

※6か月ごとに分割されて支給



# 「採用」に役立つ助成金

活用度

★★★

## ③ 高年齢者雇用開発特別奨励金

活用例

週30時間以上勤務(大企業の場合)

66歳の方を雇用  
(ハローワーク等からの紹介による)。

雇用して6か月経過したのち申請。  
審査後、**30万円**が支給される。

さらに6か月間雇用継続し、申請。  
審査後、**30万円**が支給される。



# 「採用」に役立つ助成金

活用度

★★★

## ④ トライアル雇用奨励金

ハローワーク等を通じて、最長3か月間のお試し雇用(トライアル雇用)の募集をし、応募者を短期間(1~3か月)雇用した事業主が利用できる。

### 【対象者】

- (1) これまでに就労経験のない職業に就くことを希望する
- (2) 過去2年以内に2回以上離職・転職を繰り返している
- (3) 直近で1年を超えて失業している
- (4) 母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者、日雇い労働者、季節労働者など就職の援助を行うにあたって特別の配慮を要する

助成額

1人当たり **月額4万円**※

※母子家庭の母等または父子家庭の父、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35才未満の対象者に対してトライアル雇用を実施する場合、1人当たり月額5万円。

# 「採用」に役立つ助成金

活用度

★★★

## ④ トライアル雇用奨励金

### 活用例

● トライアル雇用を3か月実施  
(ハローワーク等からの紹介による)。



● 3か月経過後、申請。  
審査後**12万円**が支給される。

1人当たり **月額4万円**

※母子家庭の母等または父子家庭の父の場合は  
月額5万円(最長3か月間)